

# 一般社団法人 日本ボクシング連盟

## 選手選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「この法人」という)が、国内及び海外合宿に参加する選手、国際大会へ派遣する選手を選考するために、その選考方法、選手選考委員会(以下「選考委員会」という)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 選考委員会は、以下の選手を選考する。

- (1)国内及び海外合宿参加選手
- (2)国際大会派遣選手

(国内及び海外合宿参加選手の選考方法)

第3条 強化委員会は、選手選考基準にしたがって合宿参加選手候補者リストを作成し、選考委員会へ提出するものとする。

2選考委員会は前項で提出を受けた合宿参加選手候補者リストについて、選手選考基準にしたがって審議の上、合宿参加選手を選考する。

3選考委員会は、前項で選考された合宿参加選手リストを業務執行理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

4強化委員会はあらかじめ第1項及び第2項の選手選考基準を作成し、理事会の承認を受けた上で、選手選考基準として公表するものとする。

(国際大会派遣選手の選考方法)

第4条 強化委員会は、選手選考基準にしたがって国際大会派遣選手候補者リストを作成し、選考委員会へ提出するものとする。

2選考委員会は前項で提出を受けた国際大会派遣選手候補者リストについて、選手選考基準にしたがって審議の上、国際大会派遣選手を選考する。

3選考委員会は、前項で選考された国際大会派遣選手リストを業務執行理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

4強化委員会はあらかじめ第1項及び第2項の選手選考基準を作成し、理事会の承認を受けた上で、選手選考基準として公表するものとする。

(選考委員)

第5条 選考委員会の委員(以下、「選考委員」という。)は、次の(1)(2)(3)の全てを満たす者のうちから、理事会で選任し、会長が委嘱する。

(1)強化委員会以外の専門委員会及び専門部に属する者であること

(2)強化委員会を兼務する者でないこと

(3)業務執行理事会を構成する者(会長、副会長、専務理事及び常務理事)でないこと

2選考委員は、3名以上15名以内とする。

3選考委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4任期の満了前に退任した選考委員の補欠として選任された選考委員の任期は、退任した選考委員の任期の満了する時までとする。

5選考委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(選考委員長)

第6条 選考委員会に、選考委員長(以下、「委員長」という。)1名を置くこととし、選考委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、選考委員会の会議(以下、「会議」という。)の議長となり、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 会議は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

5 やむを得ない理由のため、会議に出席できない選考委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該選考委員が会議に出席し、かつ、議決したものとみなす。

6 委員長は、必要あると認めるとき、会議の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、会議の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。

7 選考される選手の中に選考委員と特別の利害関係を有する者がいる場合において、その選手を選考するときは、特別の利害関係を有する選考委員を除く選考委員の過半数が出

席し、特別の利害関係者を有する選考委員を除く選考委員の過半数をもって決定する。

(議事録)

第8条 会議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録には、委員長が記名捺印しなければならない。
- 3 議事録は、会議の日から十年間、主たる事務所で保管する。

(選考委員の責務)

第9条 選考委員は、選考を公正に行わなければならない。

- 2 選考委員は、選考の過程で知りえた情報を漏えいさせてはならない。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規定は、令和元年5月19日から施行する。